

福祉のまちづくり

～高齢の方や障がいのある方等が施設等を利用しやすくするために～

大田区では、障がいのある方はもちろん、すべての区民の方が安全で快適に暮らせるまちをめざして、不特定かつ多数の方が利用する建築物、駅、空港等についてバリアフリー（利用、通行等に障壁のない状態）の観点から建設主等に対して指導をしています。

具体的には、次の3つの法令等を運用し、まちづくりを推進しています。

- ①大田区福祉のまちづくり整備要綱（平成2年11月施行）
- ②東京都福祉のまちづくり条例（平成8年9月施行）
- ③バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：平成18年12月施行）

（ア）要綱・条例においては、不特定かつ多数の方が利用する施設で一定規模のものを建設するときに、建設主等に対し整備内容の届出を義務付けています。
そして、整備の基準等を満たしていると判断される場合は、建設主等の請求により、国際シンボルマーク、整備基準適合

証、アクセスビル認定証を交付しています。

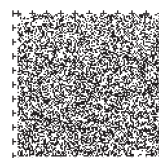
- （イ）バリアフリー法では、多数の方が利用する施設を建設するときに、その計画が高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするための基準に適合していれば、申請により認定を受けることができます。
- （ウ）対象建築物（例示）
医療等施設・福祉施設・集会施設・店舗等・宿泊施設・遊興施設・事務所・共同住宅等
- （エ）整備内容（例示）
出入口等の有効幅の確保、段差の解消、エレベーターの設置、誘導床材等の設置等

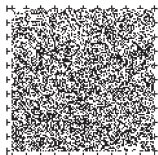
■問合先

建築審査課建築指導担当

☎03-5744-1387

FAX 03-5744-1557





各種手当の給付額と所得制限基準額

(※令和7年8月1日現在、単位:円)

手帳の種類	年齢・障害の程度		手当月額	障害者又は請求者本人の所得限度額(扶養人数)				配偶者又は扶養義務者の所得限度額(扶養人数)				備 考
				0人	1人	2人	3人以上1人増すごとに	0人	1人	2人	3人以上1人増すごとに	
大田区 心身障害者福祉手当 (区制度)	身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～3度 脳性まひ・進行性筋萎縮症 (進行性筋ジストロフィー)	20歳以上	17,500									・20歳以上は、障がい者本人の所得 ・20歳未満は、受給者本人及びその障害者の生計を主として維持するものの所得
		20歳未満	4,500					3,661,000以下	4,041,000以下	4,421,000以下	380,000加算	
	特殊疾病(難病等)	20歳以上	12,000	3,661,000以下	4,041,000以下	4,421,000以下	380,000加算					・20歳未満は、受給者本人及びその障害者の生計を主として維持するものの所得
		20歳未満	4,500					3,661,000以下	4,041,000以下	4,421,000以下	380,000加算	
	精神障害者保健福祉手帳1級 身体障害者手帳3級 愛の手帳4度	0歳～	4,500					3,661,000以下	4,041,000以下	4,421,000以下	380,000加算	
東京都重度心身障害者手当 (都制度)	65歳未満		60,000	3,604,000以下	3,984,000以下	4,364,000以下	380,000加算	3,604,000以下	3,984,000以下	4,364,000以下	380,000加算	・20歳以上は障がい者本人の所得 ・20歳未満は扶養義務者の所得
特別障害者手当 (国制度)	20歳以上		29,590									
障害児福祉手当 (国制度)	20歳未満		16,100	3,661,000以下	4,041,000以下	4,421,000以下	380,000加算	6,287,000未満	6,536,000未満	6,749,000未満	213,000加算	障がい者本人又は配偶者・扶養義務者いずれかの所得が限度額を超えた場合は支給停止
経過措置の福祉手当 (国制度)	20歳以上、新規認定なし		16,100									
特別児童扶養手当 (国制度)	児童に障がいがあるとき	1級 2級	56,800 37,830	4,596,000未満	4,976,000未満	5,356,000未満	380,000加算	6,287,000未満	6,536,000未満	6,749,000未満	213,000加算	P51を参照
障害手当(児童育成手当) (区制度)	父又は母に障がい等があるとき	身体障害者手帳1～2級程度 愛の手帳1～3度程度	15,500	3,604,000未満	3,984,000未満	4,364,000未満	380,000加算					P52を参照
児童扶養手当 (国制度)	父又は母に障がい等があるとき	全部支給	46,690 11,030加算	690,000未満	1,070,000未満	1,450,000未満	380,000加算					P52を参照
		一部支給	所得に応じて11,010～46,680 所得に応じて5,520～11,020加算	2,080,000未満	2,460,000未満	2,840,000未満	380,000加算	2,360,000未満	2,740,000未満	3,120,000未満	380,000加算	
育成手当(児童育成手当) (区制度)	父又は母に障がい等があるとき		13,500	3,604,000未満	3,984,000未満	4,364,000未満	380,000加算					P53を参照

※所得制限基準額は、手当の種類によって年度更新時期が異なりますので、変更になる場合があります。